

# 食品中に残留する農薬等の 基準に係るポジティブリスト制 度の導入について

農林水産省 消費・安全局

## 農作物の病害虫防除の必要性①

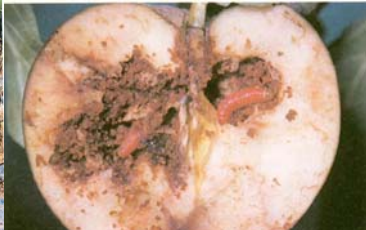
病害虫による被害

収量  
の低下



トマトの疫病

りんごのシンクイムシ



品質の  
低下

## 農作物の病害虫防除の必要性②

キャベツ

病害虫による被害



害虫(ヨトウムシ、アオムシ、コナガなど)の食害による収量・品質の低下

防除区(農薬使用)

無防除区

## 農薬を使用した農産物の安全性確保

### 全体の仕組み

登録された農薬のみが製造、輸入、販売、使用される仕組み



(3) 農薬の正しい使用

(1) 農薬登録制度  
(農薬の安全性チェック)

(2) 無登録農薬の取締



(4) 農作物中の農薬の監視

## (1) 農薬登録制度による安全性チェック

農薬取締法により、  
登録された農薬のみが  
製造、輸入、販売、使用  
が可能



安全性が確認されない  
農薬は登録されない  
(=使用できない)

農薬登録申請時に提出が必要な毒性等の試験成績  
(食用作物に残留する可能性がある農薬)

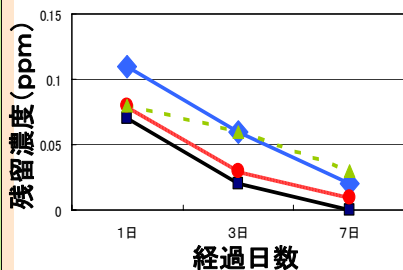
- ①毒性試験
- ②動植物体内での農薬の分解経路と分解物の構造等の情報を把握
- ③環境影響試験
- ④農作物残留性試験

## (1) 食品中の残留農薬の安全性チェック②

### 使用基準と残留基準の設定

病害虫防除に必要な条件で  
行った作物残留試験

希釈倍数: 2500倍  
使用回数: 3回



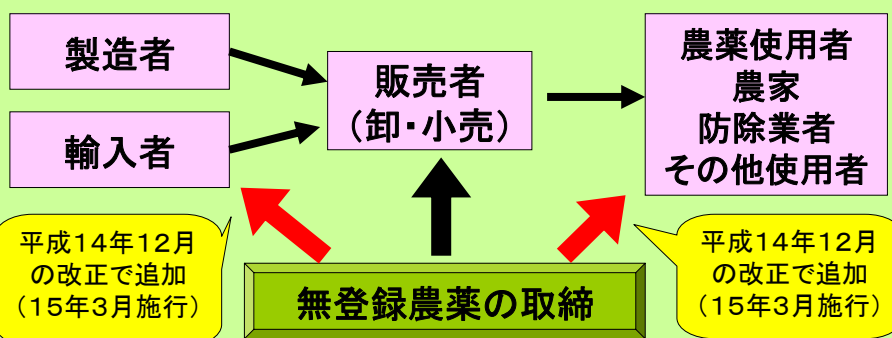
残留基準: 0.5ppm

↑ ↓ 余裕のある関係

使用基準  
希釈倍数: 2500倍  
使用回数: 3回以内  
使用時期: 収穫前日まで

## (2) 無登録農薬の取締

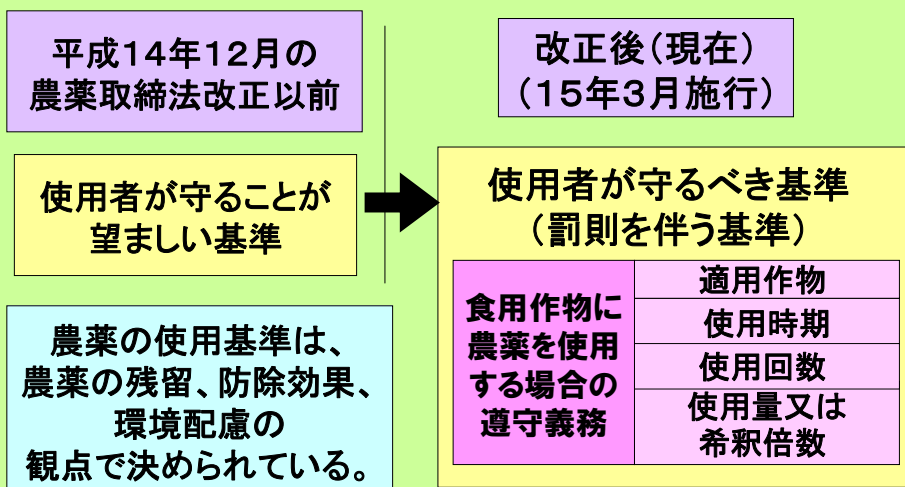
平成14年12月の農薬取締法改正で強化



取締実施者：農林水産省(本省、地方農政局、農政事務所)  
都道府県／(独)農薬検査所

## (3) 農薬の正しい使用方法

平成14年12月の農薬取締法改正で規制措置



## 農薬使用時における注意点

### 農薬使用基準の遵守

- ・食用作物等への農薬使用の遵守  
(適用作物、使用量又は濃度、使用時期、総使用回数)
- ・農薬のラベルの記載事項の確認



### 農薬散布時のドリフトの注意

- ・近接圃場で栽培されている作物への飛散防止
- ・食品安全GAPの取組みを通じた栽培管理
- ・「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」(指導通知)の周知
- ・「農薬散布するときには気をつけましょう」(パンフレット)の活用
- ・「地上防除ドリフト対策マニュアル」(小冊子)の活用



## ドリフト低減対策

- ・ 散布時の風向きと風速
- ・ 作物に近接した適正散布
- ・ 圃場の端での散布
- ・ 散布圧力、風量
- ・ 近接栽培作物との連携
- ・ 散布ノズルの交換
- ・ 遮蔽シート・ネット
- ・ ドリフトしにくい農薬の利用



## 農薬指導適正にかかる指導体制の強化

### ○全国段階の取組強化

#### 農薬適正使用指導強化協議会の設置

- ・ ブロック段階における指導者向け研修会の開催
- ・ パンフレットの作成、情報提供
- ・ 相談に迅速に回答するネットワーク構築
- ・ 広報活動の強化

### ○県段階における組織強化

- ・ 生産、普及部局等の参画による推進体制の強化
- ・ 巡回指導チームの編成

### ○現地指導体制の強化

- ・ 農薬、生産担当(普及指導員、JA職員)による現地巡回指導の展開
- ・ 普及指導センター、JAにおける相談窓口の設置
- ・ 農業者間における農薬使用の相談、調整及び斡旋